

# PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA  
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008  
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

2021年4月26日

各 位

## 4月社長記者会見

1. 2021年3月期決算発表について <資料1 参照>
2. フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の見直しについて <資料2 参照>

以 上

## 2021年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)

2021年4月26日

会社名 株式会社名古屋証券取引所  
 URL http://www.nse.or.jp/  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 竹田 正樹  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役 (氏名) 鈴木 武久 (TEL) 052-262-3171  
 定時株主総会開催予定日 2021年6月30日 配当支払開始予定日 2021年6月16日

(百万円未満切捨て)

## 1. 2021年3月期の業績(2020年4月1日～2021年3月31日)

## (1) 経営成績

(%表示は対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2021年3月期	1,106	△6.5	203	△12.4	242	△8.9	391	100.0
2020年3月期	1,183	△0.9	232	△8.7	266	△7.2	195	4.2

	1株当たり 当期純利益		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		自己資本 当期純利益率		総資産 経常利益率		営業収益 営業利益率	
	円	銭	円	銭	%	%	%	%		
2021年3月期	3,815	35	—	—	6.3	3.4	18.4			
2020年3月期	1,907	60	—	—	3.3	3.8	19.7			

(参考)持分法投資損益 2021年3月期 一百万円 2020年3月期 一百万円

## (2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	百万円	円	百万円	円	%	円	銭	
2021年3月期	7,490	87	6,349	87	84.8	61,833	87	
2020年3月期	7,015	33	6,051	33	86.3	58,934	33	

(参考)自己資本 2021年3月期 6,349百万円 2020年3月期 6,051百万円

## (3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー		投資活動による キャッシュ・フロー		財務活動による キャッシュ・フロー		現金及び現金同等物 期末残高	
	百万円	円	百万円	円	百万円	円	百万円	円
2021年3月期	306	306	1,119	1,119	△102	△102	2,930	2,930
2020年3月期	188	188	△632	△632	△117	△117	1,606	1,606

## 2. 配当の状況

	年間配当金			配当金総額 (合計)	配当性向	純資産 配当率		
	第2四半期末	期末	合計					
2020年3月期	円	銭	円	銭	百万円	%	%	
	—	950	00	950	00	97	49.8	1.6
2021年3月期(予定)	—	1,900	00	1,900	00	195	49.8	3.2

### 3. その他

#### (1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

#### (2) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数

2021年3月期	102,690株	2020年3月期	102,690株
2021年3月期	一株	2020年3月期	一株
2021年3月期	102,690株	2020年3月期	102,690株

## 貸借対照表

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当 期 末 2021年3月31日 (A)	前 期 末 2020年3月31日 (B)	増 減 (A-B)	科 目	当 期 末 2021年3月31日 (A)	前 期 末 2020年3月31日 (B)	増 減 (A-B)
<b>資 産 の 部</b>				<b>負 債 の 部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>3,216,539</b>	<b>2,093,736</b>	<b>1,122,803</b>	<b>流動負債</b>	<b>301,222</b>	<b>145,544</b>	<b>155,677</b>
現金及び預金	2,340,674	1,316,919	1,023,754	リース債務	4,987	4,647	339
営業未収入金	51,512	50,477	1,035	未払金	1,067	-	1,067
有価証券	800,112	699,997	100,114	未払費用	57,249	21,897	35,352
貯蔵品	3,343	2,886	456	未払法人税等	163,309	36,726	126,582
前払費用	15,251	16,609	△ 1,357	未払消費税等	17,197	20,846	△ 3,649
その他の流動資産	5,645	6,845	△ 1,200	前受金	1,100	550	550
				預り金	3,871	3,904	△ 33
<b>固定資産</b>	<b>4,274,191</b>	<b>4,921,406</b>	<b>△ 647,215</b>	賞与引当金	46,911	52,981	△ 6,070
<b>有形固定資産</b>	<b>78,197</b>	<b>80,955</b>	<b>△ 2,757</b>	役員賞与引当金	5,530	3,990	1,540
建物	40,957	47,943	△ 6,986	<b>固定負債</b>	<b>839,788</b>	<b>817,631</b>	<b>22,156</b>
備品	22,407	22,329	77	リース債務	11,429	6,889	4,539
リース資産	14,833	10,682	4,150	預り信認金	52,500	54,000	△ 1,500
				退職給付引当金	673,300	674,368	△ 1,068
<b>無形固定資産</b>	<b>89,569</b>	<b>138,090</b>	<b>△ 48,520</b>	役員退職慰労引当金	102,558	82,373	20,185
電話加入権	1,722	1,722	-				
ソフトウェア	87,846	136,367	△ 48,520	<b>負債合計</b>	<b>1,141,010</b>	<b>963,176</b>	<b>177,834</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,106,424</b>	<b>4,702,361</b>	<b>△ 595,936</b>	<b>純 資 産 の 部</b>			
投資有価証券	3,605,364	3,875,311	△ 269,947	<b>株主資本</b>	<b>6,346,208</b>	<b>6,051,966</b>	<b>294,242</b>
長期貸付金	5,263	6,811	△ 1,548	<b>資本金</b>	<b>1,000,000</b>	<b>1,000,000</b>	-
繰延税金資産	52,136	50,078	2,058	<b>資本剰余金</b>	<b>450,000</b>	<b>450,000</b>	-
差入保証金	70,581	70,581	-	資本準備金	450,000	450,000	-
信認金特定資産	52,500	54,000	△ 1,500	<b>利益剰余金</b>	<b>4,896,208</b>	<b>4,601,966</b>	<b>294,242</b>
違約損失積立金特定預金	303,178	628,178	△ 325,000	<b>その他利益剰余金</b>	<b>4,896,208</b>	<b>4,601,966</b>	<b>294,242</b>
その他の投資その他の資産	46,800	46,800	-	違約損失積立金	303,178	628,178	△ 325,000
貸倒引当金	△ 29,400	△ 29,400	-	建物・機械積立金	854,064	854,064	-
				別途積立金	449,373	449,373	-
				繰越利益剰余金	3,289,591	2,670,348	619,242
				<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,511</b>	-	<b>3,511</b>
				その他有価証券評価差額金	3,511	-	3,511
				<b>純資産合計</b>	<b>6,349,720</b>	<b>6,051,966</b>	<b>297,753</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,490,730</b>	<b>7,015,142</b>	<b>475,588</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,490,730</b>	<b>7,015,142</b>	<b>475,588</b>

## 損益計算書

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当 期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	前 期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	増 減
<b>営業収益</b>	<b>1,106,388</b>	<b>1,183,082</b>	<b>△ 76,693</b>
取引参加料金	462,558	472,536	△ 9,978
上場関係収入	134,007	154,446	△ 20,438
上場手数料	14,211	31,873	△ 17,661
年間上場料	119,795	122,573	△ 2,777
情報関係収入	506,650	505,537	1,113
その他の営業収益	3,172	50,562	△ 47,389
<b>営業費用</b>	<b>902,592</b>	<b>950,409</b>	<b>△ 47,816</b>
人 件 費	564,699	557,014	7,684
施 設 費	248,491	247,895	595
運 営 費	89,402	145,498	△ 56,096
<b>営業利益</b>	<b>203,796</b>	<b>232,672</b>	<b>△ 28,876</b>
<b>営業外収益</b>	<b>38,848</b>	<b>33,683</b>	<b>5,165</b>
<b>営業外費用</b>	-	-	-
<b>経常利益</b>	<b>242,644</b>	<b>266,355</b>	<b>△ 23,711</b>
特別利益	336,729	-	336,729
特別損失	-	-	-
<b>税引前当期純利益</b>	<b>579,374</b>	<b>266,355</b>	<b>313,018</b>
法人税、住民税及び事業税	191,182	80,367	110,815
法人税等調整額	△ 3,606	△ 9,902	6,296
<b>当期純利益</b>	<b>391,798</b>	<b>195,890</b>	<b>195,907</b>

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円未満切捨て)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
				違約損失 積立金	建物・機械 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,000	450,000	450,000	628,178	854,064	449,373	2,670,348	4,601,966	6,051,966
当期変動額									
違約損失積立金の取崩	-	-	-	△325,000	-	-	325,000	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△97,555	△97,555	△97,555
当期純利益	-	-	-	-	-	-	391,798	391,798	391,798
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△325,000	-	-	619,242	294,242	294,242
当期末残高	1,000,000	450,000	450,000	303,178	854,064	449,373	3,289,591	4,896,208	6,346,208

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	6,051,966
当期変動額			
違約損失積立金の取崩	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△97,555
当期純利益	-	-	391,798
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,511	3,511	3,511
当期変動額合計	3,511	3,511	297,753
当期末残高	3,511	3,511	6,349,720

キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円未満切捨て)

	当 期	前 期
	〔 自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日 〕	〔 自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日 〕
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	579,374	266,355
減価償却費	67,793	67,896
賞与引当金の増減額	△ 6,070	6,401
役員賞与引当金の増減額	1,540	1,540
役員退職慰労引当金の増減額	20,185	△ 31,450
退職給付引当金の増減額	△ 1,068	6,393
受取利息及び受取配当金	△ 33,169	△ 26,397
営業未収入金の増減額	△ 1,035	△ 1,951
未払費用の増減額	35,352	△ 1,277
その他	△ 326,395	△ 10,984
小計	336,505	276,524
利息及び配当金の受取額	38,032	30,329
法人税等の支払額	△ 68,399	△ 118,190
営業活動によるキャッシュ・フロー	306,138	188,663
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△ 10,000	△ 10,000
定期預金の払戻による収入	10,000	10,000
有価証券の償還による収入	400,000	300,000
投資有価証券の取得による支出	△ 757,729	△ 925,880
投資有価証券の償還による収入	800,000	-
投資有価証券の売却による収入	357,729	-
有形固定資産の取得による支出	△ 6,692	△ 1,517
無形固定資産の取得による支出	△ 128	△ 6,162
貸付金の回収による収入	1,548	1,548
その他	325,236	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,119,963	△ 632,012
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 4,792	△ 4,647
配当金の支払額	△ 97,555	△ 112,959
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 102,347	△ 117,606
IV 現金及び現金同等物の増減額	1,323,754	△ 560,955
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,606,919	2,167,875
VI 現金及び現金同等物の期末残高	2,930,674	1,606,919

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物

定額法

建物以外

定率法

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しています。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の 100%を計上しています。



#### 4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっています。

#### 貸借対照表に関する注記

##### 1. 有形固定資産の減価償却累計額 179,428 千円

2. 当取引所は、現物取引の清算業務に関して、株式会社日本証券クリアリング機構及び国内の他の金融商品取引所と「損失補償契約」を締結しております。同機構の清算参加者の債務不履行及びそのおそれが生じたことに起因して同機構に生じた損失について、当該清算参加者が預託した清算基金等により補填し得ない残額が生じた場合には、当該契約に基づき同機構に補償することとなっております。同機構に対する補償限度額は同契約において定められており、当取引所の限度額は303,178千円であります。

##### 3. 信託金特定資産

当取引所は、金融商品取引法第114条の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信託金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 102,690 株

##### 2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2020年5月27日 取締役会	普通 株式	97,555	950	2020年 3月31日	2020年 6月16日

(注) 1株当たり配当額には記念配当200円が含まれております。

##### 3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2021年5月26日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	195,111	1,900	2021年 3月31日	2021年 6月16日

キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の当期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(千円)
現金及び預金勘定	2,340,674
有価証券	800,112
計	3,140,786
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 10,000
満期または、償還日までの期限が3ヶ月を超える有価証券	△ 200,112
現金及び現金同等物当期末残高	2,930,674

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	9,035 千円
賞与引当金	14,354 千円
退職給付引当金	206,029 千円
役員退職慰労引当金	31,383 千円
貸倒引当金	8,996 千円
その他	9,713 千円
繰延税金資産小計	279,513 千円
評価性引当額	△225,828 千円
繰延税金資産合計	53,684 千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	△1,548 千円
繰延税金資産の純額	52,136 千円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	61,833 円 87 銭
1株当たり当期純利益	3,815 円 35 銭

## 資料 2

### フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の見直しについて

2021年4月26日

株式会社名古屋証券取引所

#### I. 趣 旨

上場企業全体のコーポレート・ガバナンスの更なる充実のために必要な施策を提言することを目的とし設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「フォローアップ会議」といいます。）において、コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）の改訂が提言（\*）されたことを踏まえ、所要の上場制度の見直しを行うこととします。

#### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
コードの改訂	<ul style="list-style-type: none"><li>・フォローアップ会議の提言を踏まえ、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の別添「コーポレートガバナンス・コード」について、別紙のとおり改訂するものとします。</li></ul>	<p>※提言では東京証券取引所のプライム市場上場会社向けの項目が追加されておりますが、当該市場は当取引所の市場ではないため今回の改訂ではコードには追加いたしません。ただし、当取引所では、現在、当取引所市場の特性等を踏まえた上場制度の整備を検討しており、整備後の当該項目の取扱いについては、上場制度の整備の内容と併せて公表いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上場会社は、引き続き、コードの趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとします。</li><li>・上場内国会社は、コードによってコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下、「CG報告書」といいます。）の内容に変更が生じたときは、準備ができ次第速やかに、遅くとも本年12月末日までに変更後のCG報告書を提出するものとします。</li></ul>

#### III. 実施時期（予定）

2021年6月を目処に実施します。

以 上

# コーポレートガバナンス・コード改訂内容

補足資料

## 【改訂項目】

テーマ	内容
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキルの特定、各取締役の有するスキルの組み合わせの開示</li> <li>● グループ全体を含めた全社的リスク管理（ERM）の構築及び有効性の監督</li> </ul>
サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成長機会にもつながる重要な経営課題の一部としての認識と積極的・能動的な対応</li> <li>● サステナビリティへの取組（人的資本・知的財産への投資含む）に関する開示</li> <li>● 女性・外国人・中途採用者の管理職登用等の考え方、測定可能な目標及びその状況の公表</li> </ul>
グループガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配株主における、少数株主を不公正に取り扱わない責務</li> <li>● 支配株主を有する上場会社におけるガバナンス体制の整備（独立社外取締役3分の1以上の選任又は利益相反取引に係る特別委員会の設置）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デュアルレポーティング（内部監査部門から取締役会等への直接報告）の体制構築</li> </ul>

## ※ご参考【東証プライム市場上場会社向け追加項目】（当取引所の今回の改訂では対応しない原則）

テーマ	内容
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立社外取締役3分の1以上（必要な場合は過半数）の選任</li> <li>● 任意の指名委員会・報酬委員会における独立社外取締役過半数の選任</li> </ul>
サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動が事業活動に与える影響の開示（TCFDや同等の枠組み）</li> </ul>
グループガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配株主を有する上場会社におけるガバナンス体制の整備（独立社外取締役過半数の選任又は利益相反取引に係る特別委員会の設置）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議決権電子行使プラットフォームを利用可能とする対応</li> <li>● 企業が必要と考える書類の英文開示</li> </ul>

## コーポレートガバナンス・コード

### 第1章 株主の権利・平等性の確保

#### 【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

#### 考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

#### 【原則1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

#### 補充原則

- 1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。
- 1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社に

において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

- 1-1-3 ③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

**【原則1-2. 株主総会における権利行使】**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

**補充原則**

- 1-2-1 ① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1-2-2 ② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。
- 1-2-3 ③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。
- 1-2-4 ④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。
- 1-2-5 ⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

**【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

**【原則1-4. 政策保有株式】**

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容につい

て開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

#### 補充原則

1-4① 上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

1-4② 上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

#### 【原則1-5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

#### 補充原則

1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

#### 【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。

また、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、~~いわゆるESG(環境、社会、統治)問題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要であるこれらに含めることも考えられる。~~

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

### 【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

### 【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

## 補充原則



- 2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

**【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】**

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ—(持続可能性)—を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

**補充原則**

- 2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ—(持続可能性)—を巡る課題への対応は、重要なリスク管理リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、適確に対処するとともに、~~近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、~~これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

**【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】**

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

**補充原則**

- 2-4① 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。  
また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

**【原則2-5. 内部通報】**

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

**補充原則**

- 2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

**【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】**

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのステュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

## 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

### 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

### 考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）などについて説明等を行ういわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》』を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

#### 補充原則

- 3-1① 上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。
- 3-1③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

#### 【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

#### 補充原則

- 3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
  - (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
  - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認
- 3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
  - (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
  - (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
  - (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
  - (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に  
対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

### 考え方

上場会社は、通常、会社法（平成26年改正後）が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、上場会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

そして、支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる。

**【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

**補充原則**

- ４－１① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。
- ４－１② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。
- ４－１③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

**【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】**

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

**補充原則**

- ４－２① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。
- ４－２② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定すべきである。
- また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

**【原則４－３．取締役会の役割・責務(3)】**

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣

幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

#### 補充原則

- 4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。
- 4-3② 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。
- 4-3③ 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。
- 4-3④ **コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきである。リ、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。**

#### 【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、**監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務**を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

#### 補充原則

- 4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

#### 【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ス

テークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

#### 【原則４－６．経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

#### 【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

#### 【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

#### 補充原則

- ４－８① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的で開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。
- ４－８② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。
- ４－８③ 支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも３分の１以上選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

#### 【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人



物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

**【原則 4-10. 任意の仕組みの活用】**

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

**補充原則**

- 4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（**後継者計画を含む**）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする**任意の指名委員会・報酬委員会など**、独立した**指名委員会・報酬諮問委員会**を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、**ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。**

**【原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、**職歴、年齢**の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

**補充原則**

- 4-11① 取締役会は、**経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で**、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、**各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。**
- 4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。
- 4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

**【原則 4-12. 取締役会における審議の活性化】**

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

#### 補充原則

4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

#### 【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

#### 補充原則

4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

4-13③ 上場会社は、**取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。**また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

#### 【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

#### 補充原則

- 4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。
- 4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

## 第5章 株主との対話

### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

### 考え方

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも貸金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

### 補充原則

5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部**または、社外取締役を含む取締役または監査役（社外取締役を含む）**が面談に臨むことを基本とすべきである。

5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

(i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括

を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実にに関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

**【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】**

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

**補充原則**

5-2① 上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。